

意見書案第 12 号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年12月20日

福岡市議会

議長 森 英 鷹 様

提出者 福岡市議会議員

津 田 信太郎	大 森 一 馬	今林 ひであき
篠 原 達 也	打 越 基 安	川 上 晋 平
川 辺 敦 子	渡 辺 裕 江	浜 崎 太 郎
水 城 四 郎	中 山 郁 美	藤 本 顕 憲
落 石 俊 則	太 田 英 二	阿 部 正 剛

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国においてウイルス性肝炎の持続感染者は、B型肝炎・C型肝炎を合わせて300～370万人と推定されており国内最大級の感染症となっています。

この感染拡大に関しては、「肝炎対策基本法」のほか「特定フィブリンゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」や「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」においても、国としての責任が確認されており、今日、種々の肝炎対策が実施されています。

しかしながら、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成については、現在実施中の肝炎治療特別促進事業において、対象となる医療が、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象にならない肝硬変や肝がん患者の多くが高額の医療費を負担せざるを得ない状況となっています。

また、身体障害者福祉法の肝臓機能障害に係る障害認定の基準は患者の実態に沿ったものとはなっておらず、生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところでもあります。

「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」においては、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされていることから、医療費助成制度の在り方に関しては、早期に解決すべき課題と考えられます。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、次の事項に取り組みられるよう強く要請します。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝臓機能障害に係る障害認定の基準を緩和すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，厚生労働大臣 宛て

議 長 名